

相続・贈与・事業承継が専門です。

# 資産税NEWS

THE PROPERTY NEWS  
FROM KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

平成28年9月1日

# 9

No. 126

## 今月の Q&A

相続人である弟が音信不通で行方不明です。  
他の相続人だけで遺産分割協議をしても大丈夫ですか。

所有してる自社株に相続税がかかると聞きました。  
この株はどうしたらいいのでしょうか？



## 今月のお知らせ

随時受付中

相続・遺言・生前贈与・事業承継 等

### 無料出張相談実施のご案内

出張  
します!

京都税理士法人財産管理部では、この度 **相続に関する無料出張相談を実施**いたします。  
身近な税金（相続、遺言、生前贈与、事業承継、不動産賃貸経営、資産税に関するご相談）に  
ついて随時受け付けておりますので、是非この機会にお気軽にご利用下さい。

#### 特記事項

- ※ 事前電話予約制です。  
実施時間帯は基本土日祝除く9:00から17:00の間でお願いいたします。  
上記外の日時でもご相談いただければ可能な限り調整させていただきます。
- ※ 相談時間は概ね30分～1時間以内でお願いしております。
- ※ 出張エリアは基本京都市内及び近郊都市とさせていただきます。  
ご相談いただければエリア外でも可能な限りご対応させていただきます。
- ※ ご相談は初回に限り無料です。
- ※ 効率よく相談を受けていただく為、相談内容に関する資料などがございましたら  
ご用意下さい。

**まずは、下記までお電話下さい!**

<お申し込み・お問合せ先>

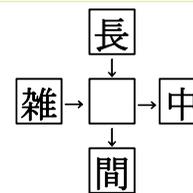
京都税理士法人 京都本社 財産管理部 (受付担当:杉本)  
☎075-693-6363 <お電話受付時間> 9:00-17:00 (土日祝除く)

## 今月の クイズ

真ん中の□に漢字を入れて、二字熟語を4つ  
作ってみましょう!  
ただし熟語は矢印の方向に読みます。

- { ①長→□ ②雑→□  
③□→間 ④□→中 の4つの二字熟語が出来ます。 }

※ 正解は次号資産税NEWSにて発表いたします。



※ 前号 (No.125 平成28年8月号) の解答は【直】でした。



◆◆◆◆◆ お問い合わせ ◆◆◆◆◆

## 01 今月のピックアップ

**Q** 相続人である弟が音信不通で行方不明です。他の相続人だけで遺産分割協議をしても大丈夫ですか。

**A** 家庭裁判所に失踪宣告又は不在者財産管理人の選任の申し立てを行う必要があります。



被相続人が遺言を作成せず亡くなった場合、被相続人の遺産を相続するためには、相続人全員で遺産分割協議を行う必要があります。

相続人のうち1人が遠方に住んでいたりして協議に参加せず、遺産分割協議を成立したとしてもその分割協議は無効となります。

仮に相続人が行方不明の場合には、どうしたらよいでしょうか。

相続人が7年以上生死が不明な場合、利害関係人からの請求により家庭裁判所で失踪宣告してもらう方法があります。

失踪宣告がなされると、弟さんは生死不明となった時から7年間の期間満了の時に死亡したものとみなされます。

しかし、弟さんの生死不明の状態が7年も続いている場合や連絡が取れないだけでどこかで生きているという噂がある場合には、失踪宣告の申し立ては出来ません。

このような場合は利害関係人が家庭裁判所に不在者の財産管理人を選任してもらうよう請求する方法があります。

家庭裁判所の許可を得て、この不在者財産管理人が行方不明者の代わりに遺産分割協議に参加することで遺産分割ができます。

連絡を取れない相続人がいる場合でも何らかの対応を取ることで相続の手続きを進めることが出来ます。



税理士 江後慎太郎

## 02 連載！事業承継のススメ

**Q** 所有してる自社株に相続税がかかると聞きました。この株はどうしたらいいのでしょうか？

**A** まずは生前贈与を検討されてはどうでしょうか？



上場株であれば株の値上がりを待って「売却」、これによって売却益を得る事が出来るのは当然の事です。

では、あなたの会社の株は？  
経営が順調に進み株価が上がって上場株と同じように「売却」しようと思ってもそうそう買い手は見つかりません。換金が難しい自社株を所有し続け死亡した場合は、残された相続人等に相続税の納税、遺産分割協議といった問題を残すものになります。

したがって自社株は値上がりする前に「贈与」を検討すべきです。  
贈与でまず考えることは暦年贈与。つまり、110万円の贈与税非課税の枠を活用し贈与を行う方法です。とはいえ「会社設立時の発行価額で贈与」と簡単にはいきません。現在の自社株の適正な時価によって贈与を行わなければ贈与税負担を強いられるおそれがあります。  
ここで言う時価とは利益、配当、資産状況等を踏まえた評価方法によって決定していきます。

では次に誰に贈与しますか？相続人子が3人入る場合でとりあえず自分の自社株を生前に減らしたいから3人均等に贈与。これでは株の所有が分散してしまい、かえって次世代に問題を残す事になります。後継者を定めその方に株が集中するよう贈与する必要があります。

次に贈与するタイミングを考えてみましょう。生前贈与には死亡した日から3年以内に行った贈与は相続財産に含めるという落とし穴があります。亡くなる直前にあせて贈与しても効果がない事になります。  
また一気に贈与を行えば贈与税の負担が大きくなる事も考えられます。なるべく早めにコツコツ計画的に贈与を行う必要があります。

また実際に株を移すことになった時には書面で形式を整えましょう。その書面が「贈与契約書」等になります。きちんと渡す意思、受け取る意思があった事を契約書で残す事で後の税務または遺産分割トラブルを回避できます。

スムーズな事業承継の為にオーナーが元気なうちに対策する事をお勧めします。



主任 牧本